

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	排水設備設置義務の免除に関する許可		
根拠法令及び条項	下水道法 第10条第1項（ただし書き）		
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 那覇市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱 第4条 公共下水道管理者は、次に掲げるすべての要件に該当する場合に免除をすることができる。 (1) 免除を受け排出しようとする下水の水質が、当該処理区域の終末処理場からの放流水と同等以上であること。 (2) 排出施設と排水設備等が完全に分離した排水系統であり、かつ、その系統が容易に確認できること。 (3) 免除を受け排出しようとする下水の量を測定できる装置を設置していること。 (4) 免除を受け排出しようとする下水を直接排出しても支障がないと認められる公共用水域があること。		
審査基準 設定年月日	平成21年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して14日以内) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。